

公益財団法人への寄附金に関する税制度について

公益財団法人肥後医育振興会

公益財団法人肥後医育振興会へご寄附をいただいた場合には、次のような優遇措置を受けることができます。

当財団の維持会費（賛助会費）についても、同様の優遇措置を受けることができます。

● 個人の寄附金に対する優遇措置

1 所得税の寄附金控除

所得税については、下記の①所得控除制度か②税額控除制度かのいずれかを選択して、減税効果の高い方で所得税の確定申告をすることができます。

税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。本財団は、行政庁（熊本県）から税額控除対象法人の証明を受けています。

① 所得控除制度

次の計算式により得られた額が税額となります。

$$(\text{所得金額} - (\text{寄附額} - 2,000 \text{円})) \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

※1 「寄附額」は所得金額の40%が限度

② 税額控除制度

次の計算式により得られた額が税額となります。

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率} - ((\text{寄附額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%) = \text{税額}$$

※1 「寄附額」は所得金額の40%が限度

※2 「(寄附額 - 2,000円) × 40%」(税額控除額)は所得税額の25%が限度

2 住民税の寄附金税額控除

都道府県・市町村の条例により指定した寄附金は、次の金額が個人住民税の額から控除されます。

・都道府県民税控除額 (寄附額 - 2,000円) × 4%

・市町村民税控除額 (寄附額 - 2,000円) × 6%

※1 「寄附額」は所得金額の30%が限度

※2 この取扱いは、寄附金を支払った年の翌年1月1日に居住している都道府県・市町村が、本財団への寄附金を条例指定している場合に受けることができます。

● 法人の寄附金に対する優遇措置

法人が公益財団法人に対して支出した寄附金は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、次の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

● 留意事項

① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。

② サラリーマン又は年金受給者の方で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日に居住している市町村に対する簡易な申告によることができます。

③ 申告に当たっては、本財団が交付した寄附金受領証明書が必要です。また、税額控除制度を選択される方は、熊本県が発行した税額控除に係る証明書(写)が必要ですので、申告時期まで大切に保存してください。